

## 熊谷市中小企業振興条例（案）の骨子について

### 1 条例制定の背景と目的

市内事業所の多数を占める中小企業は、地域経済の基盤として市民の雇用や所得を支えています。一方、中小企業が少子高齢化の進展や経済のグローバル化などの急激な変化に対応し持続的に発展していくためには、自らの経営基盤の強化を図ることはもとより、変化に対応した経営の革新や、様々な機関との連携が重要になります。

そこで、中小企業と各機関の役割を定め、市内経済の発展と市民生活の向上を実現するため、この条例を制定するものです。

### 2 条例で定める基本的な事項

#### 【基本理念】

中小企業の振興にむけて、中小企業者自らの努力に加え、関係機関が連携して、様々な変化へ円滑に適応し、相互に協力することを基本理念とします。

#### 【市の責務】

市は、基本理念に従い中小企業振興施策を策定・実施する際の、基本となる方針を定めます。策定・実施にあたっては、中小企業者、経済団体、大企業者、大学等その他関係機関との連携に努めるものとし、特に、「創業及び事業承継」、「人材育成」「経営革新」等、今後に『つながる』支援を基本とします。

#### 【中小企業者の責務】

中小企業者は、経営基盤の強化等自主的な取り組みや人材育成に努めるとともに、地域の一員として地域社会への貢献にも努めるものとしします。

#### 【経済団体、大企業者、大学等の責務及び市民の理解と協力】

経済団体、大企業者、大学等、そして市民には、中小企業が経済活動において果たす役割の重要性を理解していただくとともに、それぞれの立場での協力が必要不可欠であることから、それぞれの責務を明確に定めます。

#### 【財政上の措置と受注機会の増大】

市は、中小企業振興施策を推進するため、必要な財政上の手続きをするとともに、予算の範囲内において効果的な支援を行うこととします。また、中小企業者の受注機会の増加に努めます。